

処分基準整理票

処分の内容	多面的機能発揮促進事業に関する計画の認定の取消し		
根拠法令及び条項	農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律 第8条第3項		
処分基準	<input checked="" type="checkbox"/> 有（第6条において準用する第4条第1項に該当する場合を含む。） <input type="checkbox"/> 無（根拠：第6条において準用する第4条第2項第 号に該当）		
	公表 <input checked="" type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない（公表しない場合の根拠：第7条第4項第 号に該当）		
	【内容】 （※処分基準を公表する場合のみ記載すること。） （事業計画の変更等） 第八条 略 2 略 3 特定市町村は、認定事業計画が前条第五項各号のいずれかに適合しないものとなつたと認めるときは、認定農業者団体等に対し、当該認定事業計画の変更を指示し、又は同条第一項の認定を取り消すことができる。 （事業計画の認定） 第七条 略 2 ～ 4 略 5 特定市町村は、第一項の認定の申請があつた場合において、その事業計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。 一 当該事業計画が促進計画に照らし適切なものであること。 二 当該事業計画に定める事項が当該事業計画に係る多面的機能発揮促進事業を確実に実施するために適切なものであること。 三 当該事業計画に記載された多面的機能発揮促進事業の実施区域（当該事業計画に二以上の多面的機能発揮促進事業が記載されている場合にあつては、その全ての実施区域）内に、現に耕作又は養畜の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作又は養畜の目的に供されないと見込まれる農用地として農林水産省令で定めるものがないこと。		
	【その他の基準となる法令、通知等】 ○農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律施行規則 第八条 法第七条第五項第三号（法第八条第四項において準用する場合を含む。）の農林水産省令で定める農用地は、農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第三十六条第一項の規定による勧告に係る農地とする。		
処分基準 設定年月日	令和6年2月5日	処分基準 最終変更年月日	年 月 日
所管部署	環境経済部 農政課		
備考			

